

関係各位

2012年5月29日  
名古屋港運協会  
ターミナル部会  
飛島/鍋田/TCB 実務委員会

搬入票不備に関するお願い

拝啓 新緑の候、ますますのご清栄のことと存じます。

日頃より、ターミナルの円滑な運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、御承知の通りコンテナターミナルの搬入ゲートでは、輸出コンテナの搬入票の記載事項（サイズ/タイプ、危険品、冷凍などの貨物種類、通関状態など）について、現物コンテナ及びブッキングデータとの照合確認作業を行っております。その際に不備若しくは不明瞭な点を発見した場合には、船会社殿やその他関係者に正誤を確認した後に搬入処理を行っております。

しかしながら、最近当該搬入票の記載内容に不備があるケースが散見され、これら不備事項の確認作業に時間を費やされ、ゲート処理効率が低下、ゲート前滞留の一因となっております。

つきましてはゲート処理効率の低下防止及び向上の為、搬入票記入業者様並びに海上コンテナトレーラードライバーの皆様におきましては、今一度搬入票の記載状況の確認をお願い致します。

確認事項と致しましては

【搬入票記入業者様】

- ・サイズ/タイプ
- ・貨物種類
- ・通関状況
- ・総重量

以上、4点に関して再度御確認をお願い申し上げます。

【海上コンテナトレーラードライバー様】

- ・コンテナ番号
- ・サイズ/タイプ
- ・貨物種類

以上、3点に関してはドライバー様で現物を確認して頂ければ記入可能と思われますので搬入前に確認をお願い申し上げます。

トレーラーの配車効率、ターミナル稼働効率の維持の為、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

敬具